

再生資源の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百二十七号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p style="text-align: center;">資源の有効な利用の促進に関する法律施行令</p> <p style="text-align: center;">（特定省資源業種）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。） （第二条第七項の政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類）ことに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる原材料等及び同表の第二欄に掲げる副産物ことにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（特定再利用業種）</p> <p>第二条 法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類 ことに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ことにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（指定省資源化製品）</p> <p>第三条 法第二条第九項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p style="text-align: center;">再生資源の利用の促進に関する法律施行令</p> <p style="text-align: center;">（特定業種）</p> <p>第一条 再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。） 第二条第二項の政令で定める再生資源の種類ことに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる再生資源ことにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。</p>
---	---

(指定再利用促進製品)

第四条 法第二条第十項の政令で定める製品は、別表第四の上欄に掲げるとおりとする。

(指定表示製品)

第五条 法第二条第十一項の政令で定める製品は、別表第五の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化製品)

第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物)

第七条 法第二条第十三項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第七の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

(特定省資源事業者の計画の作成に係る製品及び生産量の要件)

第八条 法第十二条の政令で定める製品は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める要件は、同欄に掲げる製品ごとにその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第五欄に掲げる生産量以上であ

(第一種指定製品)

第二条 法第二条第三項の政令で定める製品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

(第二種指定製品)

第三条 法第二条第四項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物)

第四条 法第二条第五項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第四の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

る」とする。

(特定省資源事業者に対する勧告に係る生産量の要件)

第九条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る同表の第四欄に掲げる製品ごとにその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第六欄に掲げる生産量以上であることとする。

(特定省資源事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十条 法第十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る特定省資源事業者ごとにそれぞれ同表の第七欄に掲げるとおりとする。

(特定再利用事業者に係る生産量又は施工金額の要件)

第十一条 法第十七条第一項の政令で定める要件は、別表第二の第二欄に掲げる特定再利用業種ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(特定再利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十二条 法第十七条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第二の第二欄に掲げる特定再利用業種に係る特定再利用事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(特定事業者に係る生産量又は施工金額の要件)

第五条 法第十二条第一項の政令で定める要件は、別表第一の第二欄に掲げる特定業種ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(特定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第六条 法第十二条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第一の第二欄に掲げる特定業種に係る特定事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(指定省資源化事業者に係る生産量の要件)

第十三条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品ごとにその事業年度における生産台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数以上であることとする。

(指定省資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十四条 法第二十条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品に係る指定省資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定再利用促進事業者に係る生産量の要件)

第十五条 法第二十三条第一項の政令で定める要件は、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品ごとにその年間の生産台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数以上であることとする。

(指定再利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十六条 法第二十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品に係る指定再利用促進事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(勧告の対象から除かれる指定表示事業者)

第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(第一種指定事業者に係る生産量の要件)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める要件は、別表第二の上欄に掲げる第一種指定製品ごとにその年間の生産台数がそれぞれ同表の下欄に掲げる生産台数以上であることとする。

- 一 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
- 二 常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの
- 三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号において同じ。）であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
- 四 常時使用する従業員の数が五人以下の組合等であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うものはサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの
- 五 常時使用する従業員の数が二十人以下の民法法人等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）

2 法第二十五条第一項の政令で定める収入金額は、当該法人又は個人がその事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間）に行うすべての事業の収入金額の総額とする。

3 法第二十五条第一項の政令で定める要件は、収入金額が二億四千万円（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、七千万円）以下であることとする。

（指定表示事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十八条 法第二十五条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第五の上欄に掲げる指定表示製品に係る同表の中欄に掲げる指定表示事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化製品を部品として使用する製品）

第十九条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、別表第八の上欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第二十条 法第三十三条第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は輸入されたものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台

（第二種指定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第八条 法第十七条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第三の上欄に掲げる第二種指定製品に係る同表の中欄に掲げる第二種指定事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

数又は販売台数以上であることとする。

(指定再資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十一条 法第三十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に係る供給量又は施工金額の要件)

第二十二条 法第三十六条第一項の政令で定める要件は、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十三条 法第三十六条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物に係る指定副産物事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(報告及び立入検査)

第二十四条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定省資源事業者に対し、当該特定省資源業種に属する事業につき、次の

(第三種指定事業者に係る生産量、供給量又は施工金額の要件)

第九条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第四の第二欄に掲げる指定副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(第三種指定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十条 法第二十条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第四の第二欄に掲げる指定副産物に係る第三種指定事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

事項に関し報告させることができる。

一 製品の製造の業務に関する事項

二 原材料等の使用量、副産物の発生量、副産物の発生抑制に関する設備の状況その他副産物の発生抑制に関する事項

三 副産物に係る再生資源の販売量、再生資源の利用の促進に関する設備の状況その他再生資源の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定省資源事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、副産物の発生抑制に関する設備、副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備及び製品の製造のための設備並びにこれらの関連施設、その使用に係る原材料等及び当該原材料等の使用に係る副産物並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定再利用事業者に対し、当該特定再利用業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 再生資源又は再生部品の利用量、再生資源又は再生部品の利用に関する設備の状況その他再生資源又は再生部品の利用に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生

(報告及び立入検査)

第十一条 主務大臣は、法第二十一条第一項の規定により、特定事業者に対し、当該特定業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 再生資源の利用量、再生資源の利用に関する設備の状況その他再生資源の利用に関する事項

2 主務大臣は、法第二十一条第一項の規定により、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の

資源又は再生部品の利用に関する設備及び製品の製造のための設備又は建設工事の施工のための設備並びにこれらの関連施設、その利用に係る再生資源又は再生部品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十六条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定省資源化事業者に対し、その製造に係る指定省資源化製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定省資源化製品の種類及び数量その他当該指定省資源化製品の製造の業務に関する事項

二 当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制のための構造の改善その他使用済物品等の発生の抑制に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定省資源化製品、当該指定省資源化製品の製造のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十七条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定再利用促進事業者に対し、その製造に係る指定再利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定再利用促進製品の種類及び数量その他当該指定再利用促進製品の製造の業務に関する事項

利用に関する設備及び製品の製造のための設備又は建設工事の施工のための設備並びにこれらの関連施設、その利用に係る再生資源並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第十二条 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、第一種指定事業者に対し、その製造に係る第一種指定製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該第一種指定製品の種類及び数量その他当該第一種指定製品の製造の業務に関する事項

二 当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進のための構造の改善その他再生資源又は再生部品の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定再利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定再利用促進製品、当該指定再利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

第二十八条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定表示事業者に対し、その製造又は販売に係る指定表示製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定表示製品の種類及び数量その他当該指定表示製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該指定表示製品に係る表示事項の表示の状況及び遵守事項の遵守の状況

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る指定表示製品、当該指定表示製品の製造のための設備及び当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

二 当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進のための構造の改善その他再生資源の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、その職員に、第一種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る第一種指定製品、当該第一種指定製品の製造のための設備及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

第十三条 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、第二種指定事業者に対し、その製造又は販売に係る第二種指定製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該第二種指定製品の種類及び数量その他当該第二種指定製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該第二種指定製品に係る表示事項の表示の状況及び遵守事項の遵守の状況

2 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、その職員に、第二種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る第二種指定製品、当該第二種指定製品の製造のための設備及び当該第二種指定製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

第二十九条 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、指定再資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況につき、次の事項に關し報告させることができる。

一 その製造又は販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する別表第八の上欄に掲げる製品の種類及び数量

二 当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施方法に關する事項

三 当該使用済指定再資源化製品の自主回収がされたものの数量又は当該使用済指定再資源化製品の再資源化により得られた再生資源若しくは再生部品の数量

四 当該使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に關する事項

五 その他当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施に關する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、その職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品、当該使用済指定再資源化製品の自主回収のための設備及び再資源化のための設備並びにこれらの関連施設並びに關係帳簿書類を検査させることができる。

第三十条 主務大臣は、法第三十七条第五項の規定により、指定副産物事業者に対し、当該指定副産物に係る業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 エネルギーの供給又は建設工事の施工の業務に関する事項

二・三 (略)

2 主務大臣は、法第三十七条第五項の規定により、その職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、その供給又は施工に係る指定副産物、当該指定副産物の発生に係る設備及び当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(主務大臣)

第三十一条 法第三十九条第一項第四号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 別表第三の一の項の上欄に掲げる指定省資源化製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

三 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業に係るもの

第十四条 主務大臣は、法第二十一条第三項の規定により、第三種指定事業者に対し、当該指定副産物に係る業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 製品の製造、エネルギーの供給又は建設工事の施工の業務に関する事項

二・三 (略)

2 主務大臣は、法第二十一条第三項の規定により、その職員に、第三種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造、供給又は施工に係る指定副産物、当該指定副産物の発生に係る設備及び当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(主務大臣)

第十五条 法第二十三条第一項第三号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第二の一から十八まで及び二十の項の上欄に掲げる第一種指定製品の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

については、経済産業大臣

四 別表第四の三十五から三十七まで、四十八及び四十九の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣

五 別表第四の七の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び当該指定表示製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

七 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、農林水産大臣及び経済産業大臣

八 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

九 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、財務大臣及び経済産業大臣

十 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十一 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の

二 別表第二の十九の項の上欄に掲げる第一種指定製品の製造の事業に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣

三 別表第二の一の項の上欄に掲げる第一種指定製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

四 別表第三の一及び三の項の上欄に掲げる第二種指定製品の製造の事業に係るものについては、農林水産大臣及び経済産業大臣

五 別表第三の一及び三の項の上欄に掲げる第二種指定製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

六 別表第三の二及び四の項の上欄に掲げる第二種指定製品の製造の事業に係るものについては、財務大臣及び経済産業大臣

七 別表第三の二及び四の項の上欄に掲げる第二種指定製品であつて、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

八 別表第三の五の項の上欄に掲げる第二種指定製品の製造の事業及び当該第二種指定製品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十三 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第四号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣

十四 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第五号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

十五 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第六号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

<p>2 法第三十九条第一項第五号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造の事業及び当該指定再資源化製品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、<u>経済産業大臣及び環境大臣</u></p> <p>二 別表第八の一から二十三まで及び二十九の項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、<u>経済産業大臣及び環境大臣</u></p> <p>三 別表第八の二十四から二十八までの項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて輸入されたものの販売の事業に係るものについては、<u>厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣</u></p> <p>3 法第三十九条第一項第六号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第七の一の項の第一欄に掲げる業種については、<u>経済産業大臣</u></p> <p>二 別表第七の二の項の第一欄に掲げる業種については、<u>国土交通大臣</u></p> <p>4 法第三十九条第一項第四号から第六号までに定める事項についての主務省令は、それぞれ前三項に規定する主務大臣の発する命令とする。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第三十二条 法第十六条、第十七条、第三十五条、第三十六条並びに</p>	<p>2 法第二十三条第一項第四号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第四の一及び二の項の第一欄に掲げる業種については、<u>経済産業大臣</u></p> <p>二 別表第四の三の項の第一欄に掲げる業種については、<u>国土交通大臣</u></p> <p>3 法第二十三条第一項第三号又は第四号に定める事項についての主務省令は、それぞれ前二項に規定する主務大臣の発する命令とする。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十六条 法第十一条、第十二条、第十九条、第二十条並びに第二十</p>
---	--

第三十七条第一項及び第五項の規定による国土交通大臣の権限は、特定再利用事業者又は指定副産物事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任するものとする。

2 | 法第三十七条第二項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 | 法第三十七条第二項の規定による厚生労働大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 | 法第三十七条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 | 法第三十七条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一条第一項及び第三項の規定による国土交通大臣の権限は、特定事業者又は第三種指定事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任するものとする。

別表第一（第一条、第八条、第十条関係）

四 けい石 銅鉱石又は	三 鉄鉱石、石 灰石、鉄くず 又はコークス その他の製鉄 用の還元剤	二 金属鉱物、 非金属鉱物、 石炭、原油若 しくはガス又 はこれらを使 用して製造さ れた原材料等	一 木材チップ 、 パルプ又は 古紙	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
スラ	スラ	スラ	スラ	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄
製業 製錬・精	業 製鋼圧延	製業 業製品製 造業	紙製業 造業及び 無機化学 工業製品	製業 業製品製 造業	製業 業製品製 造業	製業 業製品製 造業	製業 業製品製 造業	製業 業製品製 造業	製業 業製品製 造業	製業 業製品製 造業
粗銅	鋼 又は粗 アロイ	品 工業製 品	又は紙	又は粗 アロイ	又は粗 アロイ	又は粗 アロイ	又は粗 アロイ	又は粗 アロイ	又は粗 アロイ	又は粗 アロイ
トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構	会 造審議 産業構

五 鋳物砂、鉄鋼又は非鉄金属	金属	自動車製	自動車	一万	一万	産業構造
属	くず	造業(原	(原動	台	台	造審議
	又は	動機付自	機付自			会
	鑄物	転車の製	転車を			
	廃砂	造業を 含む。)	含む。 以下同 じ。)			

別表第二(第一条、第十一条、第十二条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 古紙	紙製造業	年間の紙の生産量が 一万吨以上である こと。	産業構造 審議会
二 使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手(硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは	硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業	年間の硬質塩化ビニル製の管又は管継手の生産量が六百トン以上であること。	産業構造 審議会

別表第一(第一条、第五条、第六条関係)

一 古紙	紙製造業	年間の紙の生産量が 一万吨以上である こと。	産業構造 審議会
------	------	------------------------------	-------------

<p>廃棄されたものをいう。)</p>	<p>三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四 使用済複写機(複写機)乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。)(が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。)(の駆動装置、露光装置その他の装置であつて経済産業省令</p>	<p>複写機の製造業</p>	<p>年間の複写機の生産台数が一千台以上であること。</p>	<p>産業構造審議会</p>	
	<p>二 (略)</p>			
		<p>(略)</p>		
			<p>(略)</p>	
				<p>(略)</p>

別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）

で定めるもの		(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)	(略)
一	自動車	一万台	産業構造審議会	
二	パーソナルコンピュータ（その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）		産業構造審議会	
三	ユニット形エアコンディショナ（パッケージ用のもを除く。以下同じ。）	五万台	産業構造審議会	
四	ぱちんこ遊技機	一万台	産業構造審議会	
五	回胴式遊技機	五千台	産業構造審議会	
六	テレビ受像機	五万台	産業構造審議会	
七	電子レンジ	一万台	産業構造審議会	
八	衣類乾燥機	一万台	産業構造審議会	
九	電気冷蔵庫	五万台	産業構造審議会	
十	電気洗濯機	五万台	産業構造審議会	

三	(略)	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----	-----

<p>十一 収納家具（金属製のものに限り。以下同じ。）</p>	<p>一万台</p>	<p>産業構造審議会</p>
<p>十二 棚（金属製のものに限り。以下同じ。）</p>	<p>一万台</p>	<p>産業構造審議会</p>
<p>十三 事務用机（金属製のものに限り。以下同じ。）</p>	<p>一万台</p>	<p>産業構造審議会</p>
<p>十四 回転いす（金属製の部材により構成されるものに限り。以下同じ。）</p>	<p>二万台</p>	<p>産業構造審議会</p>
<p>十五 石油ストーブ（密閉燃焼式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）</p>	<p>一万台</p>	<p>産業構造審議会</p>
<p>十六 ガスこんろ（グリル付きのものに限り。以下同じ）</p>	<p>一万台</p>	<p>産業構造審議会</p>

			又は洗面所が一体として製造されるものを含む。）
	二	電源装置	産業構造審議会
	三	電動工具	産業構造審議会
	四	誘導灯	産業構造審議会
	五	火災警報設備	産業構造審議会
	六	防犯警報装置	産業構造審議会
	七	自動車	産業構造審議会
	八	自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。以下同じ。）	産業構造審議会
	九	車いす（電動式のものに限る。以下同じ。）	産業構造審議会
	十	パーソナルコンピュータ	産業構造審議会
	十一	プリンター	産業構造審議会
	十二	携帯用データ収集装置	産業構造審議会
	十三	コードレスホン	産業構造審議会

十四	フアクシミリ 装置	五千台	産業構造審議会
十五	交換機	一千台	産業構造審議会
十六	携帯電話用装 置	一万台	産業構造審議会
十七	MCAシステ ム用通信装置	一千台	産業構造審議会
十八	簡易無線用通 信装置	一千台	産業構造審議会
十九	アマチュア用 無線機	一千台	産業構造審議会
二十	ユニット形工 アコンディショナ	五万台	産業構造審議会
二十一	ばちんこ遊 技機	一万台	産業構造審議会
二十二	回胴式遊技 機	五千台	産業構造審議会
二十三	複写機	一千台	産業構造審議会
二十四	テレビ受像 機	五万台	産業構造審議会
二十五	ビデオカメ ラ	一万台	産業構造審議会
二十六	ヘッドホン	一万台	産業構造審議会

	ステレオ		
	二十七 電子レンジ	一万台	産業構造審議会
	二十八 衣類乾燥機	一万台	産業構造審議会
	二十九 電気冷蔵庫	五万台	産業構造審議会
	三十 電気洗濯機	五万台	産業構造審議会
	三十一 電気掃除機	一万台	産業構造審議会
	三十二 電気かみそ り(電池式のもの に限る。以下同じ 。)	一万台	産業構造審議会
	三十三 電気歯ブラ シ	一万台	産業構造審議会
	三十四 非常用照明 器具	一万台	産業構造審議会
	三十五 血圧計	一万台	薬事・食品衛生 審議会及び産業 構造審議会
	三十六 医薬品注入 器	一千台	薬事・食品衛生 審議会及び産業 構造審議会
	三十七 電気マッサ ー ジ 器	一万台	薬事・食品衛生 審議会及び産業 構造審議会

	三十八	収納家具	一万台	産業構造審議会
	三十九	棚	一万台	産業構造審議会
	四十	事務用机	一万台	産業構造審議会
	四十一	回転いす	二万台	産業構造審議会
	四十二	システムキッチン（台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう。）	五千台	産業構造審議会
	四十三	石油ストーブ	一万台	産業構造審議会
	四十四	ガスこんろ	一万台	産業構造審議会
	四十五	ガス瞬間湯沸器	五千台	産業構造審議会
	四十六	ガスバーナー付ふるがま	一万台	産業構造審議会
	四十七	給湯機	一万台	産業構造審議会
治療器	四十八	家庭用電気	一万台	薬事・食品衛生審議会及び産業構造審議会

四十九 電気気泡発 生器（浴槽用のも のに限る。以下同 じ。）	一万台	薬事・食品衛生 審議会及び産業 構造審議会
五十 電動式がん具 （自動車型のもの に限る。以下同じ 。）	一万台	産業構造審議会

別表第五（第五条、第十八条、第三十一条関係）

一 塩化ビニル製建 設資材（硬質塩化 ビニル製の管、雨 どい及び窓枠並び に塩化ビニル製の 床材及び壁紙をい う。以下この項に おいて同じ。）	塩化ビニル製建設資材を 製造する事業者及び自ら 輸入した塩化ビニル製建 設資材を販売する事業者	産業構造審議会
二 鋼製又はアルミ ニウム製の缶（内 容積が七リットル 未満のものに限る 。以下単に「缶」	一 缶を製造する事業者 二 缶に飲料を充てんす る事業者及び飲料が充 てんされた缶であつて 自ら輸入したものを販	産業構造審議会 食料・農業・農 村政策審議会

<p>という。()であつて、飲料(酒類を除く。以下単に「飲料」という。)が充てんされたものの</p>	<p>三 缶であつて、酒類が充てんされたもの</p>	<p>売する事業者</p>	
<p>四 ポリエチレンテレフタレート製の容器(内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下「ポリエチレンテレフタレート製容器」という。()であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたもの</p>	<p>一 缶を製造する事業者 二 缶に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされた缶であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>産業構造審議会 国税審議会</p>	<p>一 ポリエチレンテレフタレート製容器を製造する事業者 二 ポリエチレンテレフタレート製容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者及び飲料又はしょうゆが充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であつて自ら輸入したもの</p>
<p>食料・農業・農村政策審議会</p>			

<p>五 ポリエチレンテ レフタレート製容 器であつて、酒類 が充てんされたも の</p>	<p>を販売する事業者</p> <p>一 ポリエチレンテレフ タレート製容器を製造 する事業者</p> <p>二 ポリエチレンテレフ タレート製容器に酒類 を充てんする事業者及 び酒類が充てんされた ポリエチレンテレフタ レート製容器であつて 自ら輸入したものを販 売する事業者</p>	<p>産業構造審議会</p> <p>国税審議会</p>
<p>六 特定容器包装（ 容器包装）商品の 容器及び包装であ つて、当該商品が 費消され、又は当 該商品と分離され た場合に不要にな るものをいう。） のうち、主として 紙製のもの又は主 としてプラスチック</p>	<p>一 特定容器包装（商品 の容器であるものとし て経済産業省令で定め るものに限る。）を製 造する事業者</p> <p>二 その事業（たばこ事 業又は塩事業に限る。 以下この号において同 じ。）の用に供するた めに特定容器包装の製 造を発注する事業者及</p>	<p>産業構造審議会</p> <p>財政制度等審議 会</p>

<p>ク製のものをい 、飲料、しょうゆ 又は酒類を充てん するためのポリエ チレンテレフタル ート製容器その他 主務省令で定める ものを除く。以下 この項において同 じ。）</p>	<p>び特定容器包装に入れ られ、又は特定容器包 装で包まれた商品であ つて自ら輸入したもの を販売する事業者</p>	<p>国税審議会</p>
<p>三 その事業（酒類業に 限る。以下この号にお いて同じ。）の用に供 するために特定容器包 装の製造を発注する事 業者及び特定容器包装 に入れられ、又は特定 容器包装で包まれた商 品であつて自ら輸入し たものを販売する事業 者</p>	<p>薬事・食品衛生 審議会</p>	
<p>四 その事業（厚生労働 大臣の所管に属する事 業に限る。以下この号 において同じ。）の用 に供するために特定容 器包装の製造を発注す る事業者及び特定容器</p>	<p>薬事・食品衛生 審議会</p>	

<p>包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>五 その事業（農林水産大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>食料・農業・農村政策審議会</p>
<p>六 その事業（経済産業大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注す</p>	<p>産業構造審議会</p>	

<p>七 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池）電氣量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。以下同じ。）密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（輸入されるものにあつては、プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、機器の部分品として輸入されるものを除く。）をいう。以下この項</p>	
<p>密閉形蓄電池を製造する事業者及び自ら輸入した密閉形蓄電池を販売する事業者</p>	<p>事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>
<p>産業構造審議会</p>	

に
お
い
て
同
じ
。

別表第六（第六条、第二十条、第二十一条、第三十一条関係）

<p>一 パーソナルコンピュータ（重量が一キログラム以下のものを除く。以下この項において同じ。）</p>	<p>その事業年度におけるパーソナルコンピュータの生産台数又は自ら輸入したパーソナルコンピュータの販売台数が一万台以上であること。</p>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p>
<p>二 密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>その事業年度における密閉形蓄電池の生産量又は自ら輸入した密閉形蓄電池の販売量が二百万个以上であること。</p>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p>

別表第二（第二条、第七条、第十五条関係）

<p>一 自動車（原動機付自転車を含む。）</p>	<p>二万五千台</p>
<p>二 ユニット形エアコンディショナパッケージ用のものを除く。）</p>	<p>五万台</p>
<p>三 テレビ受像機</p>	<p>液晶式以外のものにあつ</p>

		ては五万台、液晶式のもの にあつては一万台
四	電気冷蔵庫	五万台
五	電気洗濯機	五万台
六	電動工具	一万台
七	パーソナルコンピュータ	一万台
八	コードレスホン	二千台
九	自動車電話用通信装置	三千台
十	MCAシステム用通信装置	一千台
十一	簡易無線用通信装置	一千台
十二	アマチュア用無線機	一千台
十三	日本語ワードプロセッサ	一万台
十四	ビデオカメラ	一万台
十五	ヘッドホンステレオ	一万台
十六	電気掃除機	一万台
十七	電気かみそり（電池式のものに限る。）	一万台
十八	電気歯ブラシ	一万台
十九	家庭用電気治療器	一万台
二十	電動式がん具（自動車型のものに限る。）	一万台

別表第三（第三条、第八条、第十五条関係）

<p>一 鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であつて、飲料（酒類を除く。以下単に「飲料」という。）が充てんされたもの</p>	<p>缶を製造する事業者 缶に飲料を充てんする事業者及び飲料が充てんされた缶であつて、自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>産業構造審議会 食料・農業・農村政策審議会</p>
<p>二 缶であつて、酒類が充てんされたもの</p>	<p>缶を製造する事業者 缶に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされた缶であつて、自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>産業構造審議会 国税審議会</p>
<p>三 ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る</p>	<p>容器を製造する事業者 容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者及び</p>	<p>産業構造審議会 食料・農業・農村政策審議会</p>

<p>。以下単に「容器」という。()であつて、飲料又はしようゆが充てんされたもの</p>	<p>飲料又はしようゆが充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者</p>	
<p>四 容器であつて、酒類が充てんされたもの</p>	<p>容器を製造する事業者 容器に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>産業構造審議会 国税審議会</p>
<p>五 密閉形アルカリ蓄電池（輸入されるものにあつては、プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、機器の部分品として輸入されるものを除く。以下単に「電池」という。）</p>	<p>電池を製造する事業者及び自ら輸入した電池を販売する事業者</p>	<p>産業構造審議会</p>

別表第七（第七条、第二十二條、第二十三條、第三十一條関係）

一 電気業	石炭灰	年間の電力の供給量が一億二千万キロワット時以上であること。	産業構造審議会
二 建設業	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材	年間の建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

別表第八（第十九條、第二十一條、第二十九條、第三十一條関係）

一 電源装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二 電動工具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
三 誘導灯	一万台	産業構造審議会

別表第四（第四条、第九條、第十條、第十五條関係）

一 高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業	スラグ	年間の粗鋼又は銑鉄の生産量が三千万トン以上であること。	産業構造審議会
二 電気業	石炭灰	年間の電力の供給量が一億二千万キロワット時以上であること。	産業構造審議会
三 建設業	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材	年間の建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

十 携 帯 用 デ ー タ 収 集 装 置	九 プ リ ン タ ー	八 パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ	七 車 い す	六 自 転 車	五 防 犯 警 報 装 置	四 火 災 警 報 設 備	
一 万 台	一 万 台	一 万 台	一 千 台	一 千 台	一 万 台	一 千 台	
議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会	議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会	議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会	議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会	議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会	議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会	議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会	及 び 中 央 環 境 審 議 会

十一	コードレスホン	二千台	産業構造審議会 及び中央環境審議会
十二	ファクシミリ装置	五千台	産業構造審議会 及び中央環境審議会
十三	交換機	一千台	産業構造審議会 及び中央環境審議会
十四	携帯電話用装置	一万台	産業構造審議会 及び中央環境審議会
十五	MCAシステム用通信装置	一千台	産業構造審議会 及び中央環境審議会
十六	簡易無線用通信装置	一千台	産業構造審議会 及び中央環境審議会
十七	アマチュア用無線機	一千台	産業構造審議会 及び中央環境審議会
十八	ビデオカメラ	二万台	産業構造審議会 及び中央環境審議会

器	二十五 医薬品注入	二千台	薬事・食品衛生 審議会、産業構 造審議会及び中 央環境審議会
	二十四 血圧計	一万台	薬事・食品衛生 審議会、産業構 造審議会及び中 央環境審議会
	二十三 非常用照明 器具	一万台	産業構造審議会 及び中央環境審 議会
	二十二 電気歯ブラ シ	一万台	産業構造審議会 及び中央環境審 議会
	二十一 電気がみそ り	一万台	産業構造審議会 及び中央環境審 議会
	二十 電気掃除機	一万台	産業構造審議会 及び中央環境審 議会
	十九 ヘッドホンス テレオ	一万台	産業構造審議会 及び中央環境審 議会
			議会

<p>二十九 電動式がん 具</p>	<p>二十八 電気気泡発 生器</p>	<p>二十七 家庭用電気 治療器</p>	<p>二十六 電気マッサ ージ器</p>
<p>一万台</p>	<p>一万台</p>	<p>一万台</p>	<p>一万台</p>
<p>議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会</p>	<p>産 業 構 造 審 議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会</p>	<p>薬 事 ・ 食 品 衛 生 審 議 会 、 産 業 構 造 審 議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会</p>	<p>薬 事 ・ 食 品 衛 生 審 議 会 、 産 業 構 造 審 議 会 及 び 中 央 環 境 審 議 会</p>

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十二号）（附則第二条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（中央建設業審議会の所掌事務） 第二十八条の二 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、<u>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）</u> 第十七条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（中央建設業審議会の所掌事務） 第二十八条の二 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、<u>再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）</u> 第十二条第三項及び第二十条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案	現行
<p>（新エネルギー利用等）</p> <p>第一条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二条第四項</u>に規定する再生資源をいう。次号及び第七号において同じ。）を原材料とする燃料を製造すること。</p> <p>二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品若しくは副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律<u>第二条第二項</u>に規定する副産物をいう。第七号において同じ。）のうち有用なものであつて燃焼の用に供することができるもの若しくはその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。第七号において同じ。）又は再生資源を原材料とする燃料を熱を得ることに利用すること（第七号に掲げるものを除く。）。</p> <p>三十一（略）</p>	<p>（新エネルギー利用等）</p> <p>第一条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二条第一項</u>に規定する再生資源をいう。次号及び第七号において同じ。）を原材料とする燃料を製造すること。</p> <p>二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品若しくは副産物（再生資源の利用の促進に関する法律<u>第二条第一項</u>に規定する副産物をいう。第七号において同じ。）のうち有用なものであつて燃焼の用に供することができるもの若しくはその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。第七号において同じ。）又は再生資源を原材料とする燃料を熱を得ることに利用すること（第七号に掲げるものを除く。）。</p> <p>三十一（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）</p> <p>第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二条第四項</u>に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）</p>	<p>（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）</p> <p>第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第一条第一項</u>に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第四十一条、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第四十一条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の施行に関すること。</p> <p>二十三～二十九（略）</p> <p>（リサイクル推進課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 リサイクル推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 資源の有効な利用の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>四（略）</p>	<p>（産業技術環境局の所掌事務）</p> <p>第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の施行に関すること。</p> <p>二十三～二十九（略）</p> <p>（リサイクル推進課の所掌事務）</p> <p>第六十五条 リサイクル推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 再生資源の利用の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>四（略）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十六（略）</p> <p>三十七 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。</p> <p>三十八～五十九</p> <p>2～3（略）</p> <p>（環境・海洋課の所掌事務）</p> <p>第三十九条 環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 資源の有効な利用の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。</p> <p>七～八（略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十六（略）</p> <p>三十七 再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。</p> <p>三十八～五十九</p> <p>2～3（略）</p> <p>（環境・海洋課の所掌事務）</p> <p>第三十九条 環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 再生資源の利用の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。</p> <p>七～八（略）</p>

産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（附則第七条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案		現行	
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
<p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～三（略）</p>

<p>2 ~ 7</p> <p>(略)</p>	<p>略</p>
<p>2 ~ 7</p> <p>(略)</p>	<p>略</p>

改正案

現行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
酒類分科会	略	所掌事務	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
酒類分科会	略	所掌事務	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>
酒類分科会	略	所掌事務	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事</p>

<p>た事項を処理すること。</p>	<p>項を処理すること。</p>
<p>2～7 (略)</p> <p>(議事)</p> <p>第八条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p> <p>(議事)</p> <p>第八条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び再生資源の利用の促進に関する法律第十七条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。</p> <p>5 (略)</p>

改正案		現行	
(所掌事務)			
<p>第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律百十七号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>			
(分科会)			
<p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
名称	所掌事務	名称	所掌事務
薬事分科会	一 (略)	薬事分科会	一 (略)
	<p>二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に</p>		<p>二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に</p>

2 6 (略)	略	
	略	<p> 関する法律及び特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理の改善の促進に 関する法律の規定に基づき審議会の権限 に属させられた事項を処理すること。 </p>
2 6 (略)	略	
	略	<p> 排出量の把握等及び管理の改善の促進に 関する法律の規定に基づき審議会の権限 に属させられた事項を処理すること。 </p>

改正案		現行	
(所掌事務)			
<p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>			
(分科会)			
<p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
名称	所掌事務	名称	所掌事務
総合食料分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の規定により</p>	総合食料分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律及び食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の規定により審</p>

2 ～ 6 (略)	略	
	略	審議会の権限に属させられた事項を処理 すること。
2 ～ 6 (略)	略	
	略	議会の権限に属させられた事項を処理す ること。